

加古川市（健康医療部）と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱

令和6年9月25日

健康医療部長決定

（目的）

第1条 この要綱は、市が事業者等と締結する事業連携協定について必要な事項を定めることにより、市と事業者等が、それぞれ保有する資源を有効に活用することで、連携して地域の課題解決を図る協働の取組を推進し、持続的に発展できるまちづくりの実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 連携事業 事業者等が地域医療の充実、地域住民の健康増進等、地域課題の解決に向けて行う反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与・提供その他これらに類する行為をいう。
- (3) 事業連携協定 連携事業の実施にあたって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

（事業者等及び連携事業の基準）

第3条 事業連携協定の対象とする事業者等及び連携事業の基準は次のとおりとする。

- (1) 事業者等が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
 - イ 会社更生法及び民事再生法による手続き中である団体
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員又は代表者として実質的に経営に関与している団体若しくは役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
 - エ 団体、代表者が市税を滞納している団体
 - オ 地方自治法施行令の規定により、本市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体
 - カ 加古川市指名停止基準に基づく指名停止を受けている団体
 - キ その他連携協定等の対象としてふさわしくない団体
- (2) 連携事業が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
 - イ 民間事業者等の利益誘導のおそれのあるもの
 - ウ 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
 - エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

オ 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とするもの

カ ギャンブルに係るもの

キ 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの

ク 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

ケ その他連携事業としてふさわしくないもの

（事業連携協定等の締結）

第4条 市及び事業者等は、連携事業の内容、協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した協定書を作成し、両者の署名又は記名押印の上で協定を締結する。

2 市は、前項の協定を締結した場合には、適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとする。

（報告）

第5条 事業者等は、当該年度の取組状況を、翌年度の4月末までに、市に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の末日までとし、期間満了の1ヶ月前までに市又は事業者等から申し出がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合には、この限りではない。

（協議）

第7条 この要綱及び協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び事業者等が双方協議の上、これを処理するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協定について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和6年10月1日から施行する。